

国別障害関連情報 セネガル共和国

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

令和3年2月
（2021年2月）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報
セネガル共和国
目次

1. 基礎指標	1
1-1. 基礎指標	1
1-2. 障害に関する指標.....	2
2. 障害関連政策	5
2-1. 障害関連行政制度.....	5
2-2. 障害関連法律の詳細.....	6
2-3. CRPD 批准による対応状況	8
2-4. 障害関連施策の状況.....	9
2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発(CBR/CBID)の状況	14
2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況.....	15
2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響.....	15
3. 障害関連団体の活動概況.....	17
3-1. 障害当事者団体の活動概要.....	17
3-2. 障害者支援団体の活動概要.....	17
4. 参考資料	18

図表目次

図 1 障害者人口に占める障害種別の割合（2013）	3
図 2 障害の程度別割合（2013）	3
図 3 全人口に対する障害者の割合（州別）（2013）	4
表 1 障害関連担当機関	5
表 2 障害者の占める割合（就業形態別）（2013）	11
表 3 社会保障制度改革計画（2035 年までに実現予定）	12

略語表

ANSD	Agence nationale de la Statistique et de la Démographie	国立統計・人口庁
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織

1. 基礎指標

1-1. 基礎指標¹

一人当たり GDP	1,446.83 米ドル	2019 年
-----------	--------------	--------

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	4.13 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	4.80 %	2018 年
社会福祉（対 GDP 比）	0.68 %	2019 年

人口

総人口	16,296.360 人	2019 年
男性人口比率	48.8 %	
女性人口比率	51.2 %	
都市人口比率	48 %	
農村人口比率	52 %	
平均余命（全体）	68 歳	2018 年
男性	66 歳	
女性	70 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	9 %	2018 年
新生児死亡率（1,000 人あたり）	22 人	2019 年

教育

教育制度		
初等教育年数	6 年	2020 年
義務教育年数	11 年	2019 年
成人識字率（全体）	52 %	2017 年
男性	65 %	
女性	40 %	

¹ 世界銀行（<https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2020-12-09））に基づく。

就学率		
初等教育 ² （総就学率）		
全体	81 %	2018 年
男子	77 %	2019 年
女子	88 %	2019 年
中等教育 ³ （総就学率）		
全体	44 %	2018 年
男子	43 %	2019 年
女子	49 %	2019 年
高等教育 ⁴ （総就学率）		
全体	13 %	2018 年
男子	15 %	2019 年
女子	11 %	2019 年

雇用

失業率（全体）	6.7 %	2020 年
男性	5.9 %	
女性	7.8 %	

1-2. 障害に関する指標

1-2-1. 障害の定義

セネガル共和国（以下、「セネガル」）では、2010年に障害者の社会参加促進と保護を目的とする「社会的枠組法」（Loi d'orientation sociale No. 2010-15）⁵を制定し、第1条で障害者を、「社会への完全かつ実体的な参加を困難にする障壁を生じるような、継続的な身体的、精神的（mentales）、知的（intellectuelles）、感覚的障害がある人」と定義している。2013年の国勢調査⁶では、機能障害を見る（voir）、聞く（entendre）、歩く（marcher）、認知（avoir la faculté cognitive）、セルフケア（prendre soin de soi）、コミュニケーション（communiquer）の6つに分類した。

1-2-2. 障害に関する統計整備状況

2013年の国勢調査において、障害者については障害種類別、程度別、男女別、居住地別

² 6-12歳の6年間

³ 前期中等教育（13-16歳）4年間と後期中等教育（16-19歳）の3年間を合わせた7年間

⁴ 後期中等教育修了（大学入学資格試験合格＝バカロレア取得）が条件で年齢の設定はない。

⁵ <http://www.jo.gouv.sn/spip.php?article8267>（参照 2020-12-28）。CRPD 政府報告英語版では Social Framework Act と表記されていることを参考に、ここでは「社会的枠組法」とした。

⁶ 国家統計・人口庁（Agence Nationale de la Statistique et de la Démographie）（2014）*Recensement Général de la Population et de l'Habitat, de l'Agriculture et de l'Elevage: RGPHAE 2013* <http://www.ansd.sn/ressources/rapports/Rapport-definitif-RGPHAE2013.pdf>（参照 2020-12-28）

に障害者数を調査した。

1-2-3. その他統計

障害者数（全体） ⁷	約 675,000 人	総人口の 5.9%	2013 年
男性	約 395,000 人	総人口の 5.6%	
女性	約 430,000 人	総人口の 6.2%	

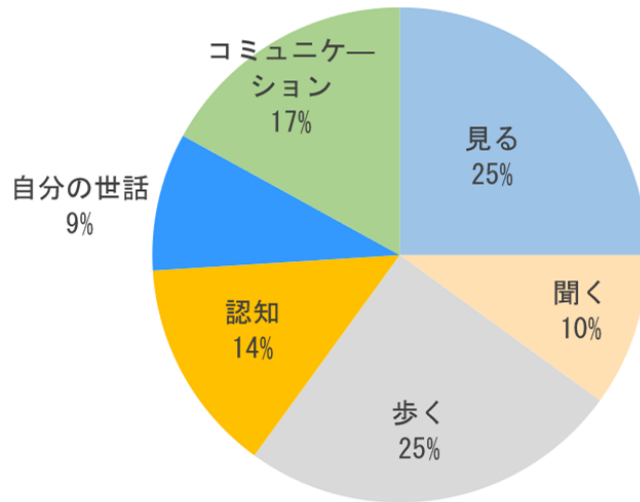


図1 障害者人口に占める障害種別の割合 (2013)

出所：Agence Nationale de la Statistique et de la Démographie (2014) *Recensement Général de la Population et de l'Habitat, de l'Agriculture et de l'Elevage: RGPHAE 2013* を基に調査チームが作成

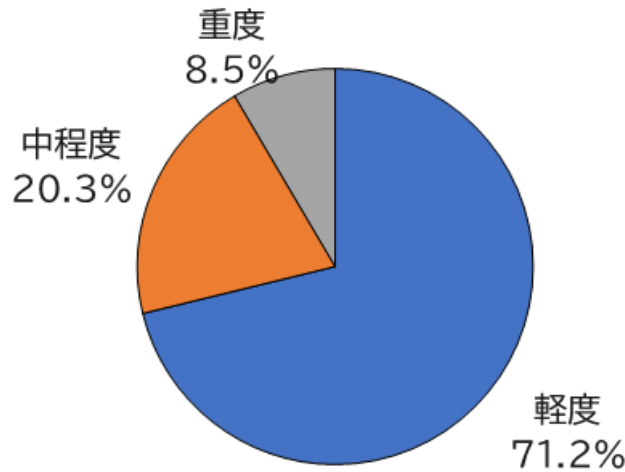


図2 障害の程度別割合 (2013)

出所：Ibid (2014)を基に調査チームが作成

⁷ 国勢調査報告書 (2013) には1歳以上の全人口に対する障害者の割合は記載されているが、人数は記載されていない。この表の障害者人数は、1歳未満を含む全人口に障害者の割合を掛けて調査チームが計算したもので、正式な数字ではない。

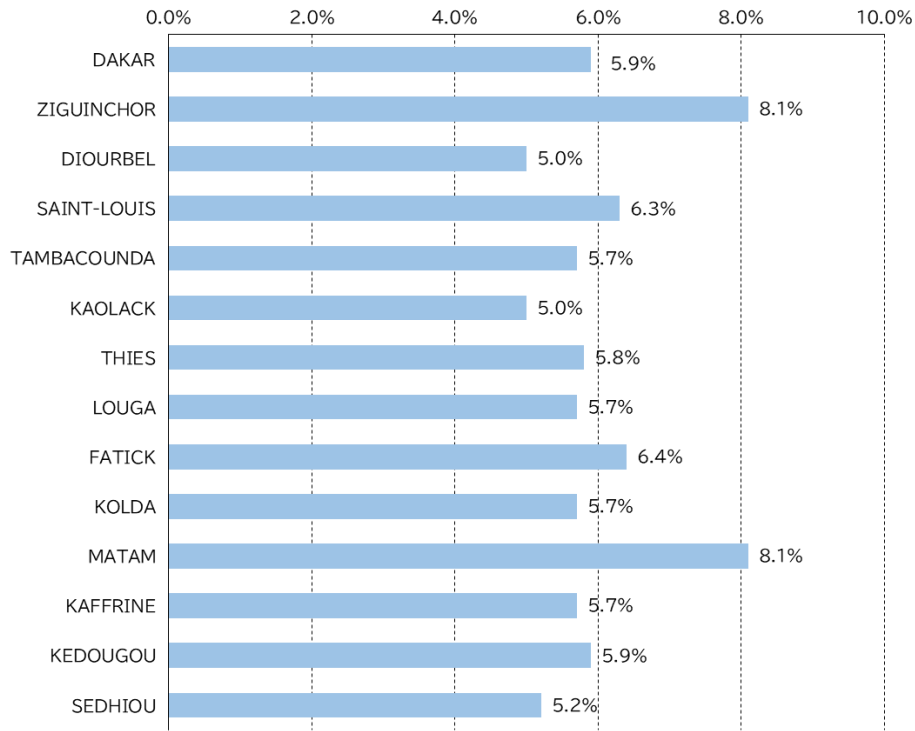


図3 全人口に対する障害者の割合（州別）（2013）⁸

出所：Ibid (2014) を基に調査チームが作成

⁸ セネガルは14の州（Région）に分かれ、その下に45の県（Département）がある。

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度

人権に関してはセネガル人権委員会 (Comité Sénégalais des Droits de l'Homme: CSDH) が政府からは独立した機関としてモニタリング・提言を行う。政府としては法務省 (Ministère de la Justice) が人権政策の策定・実施を担当する。障害者に関しては、保健社会活動省 (Ministère de la Santé et de l'Action Sociale: MSAS) の障害者人権・社会参加推進局 (Direction de la Promotion et de la Protection des Personnes handicapées) ⁹が障害者に関する課題を担当し、国の障害者政策の立案実施や、他関連機関との連絡調整を行う。

【中央政府行政】

表1 障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	セネガル人権委員会 ¹⁰	大統領直属の独立した機関として人権保護・推進についてモニタリングし、勧告を行う。 委員会のメンバーは、国会、経済社会評議会 (Conseil Économique et Social)、最高裁判所 (Juridictions Suprêmes)、法律家 (Barreau)、大学、非政府組織 (Non-governmental Organization。以下、「NGO」) の代表から成る。
2	法務省	人権局 (Direction des Droits humains: DDH) ¹¹ が人権推進・保護・発展を目的に政策の策定・実施を担当。 ・人権に関し、セネガル政府と国内外の機関との関係構築 ・国際的な取り決めに合わせ、国内法・政策の策定・改正
3	保健社会活動省	障害者人権・社会参加推進局が障害者の人権と社会参加推進を担当する。同局は、医療社会リハビリテーション部 (Division de la Réadaptation médicosociale)、統合・社会的保護部 (Division de l'Intégration et de la Protection sociale)、社会経済・職業への参加推進部 (Division de l'Insertion socioéconomique et professionnelle) に分かれる。
4	国民教育省 (Ministère de l'Éducation nationale)	組織図 ¹² によれば障害者担当局はないが、各教育段階の担当局、例えば小学校であれば初等教育局 (Direction de l'enseignement élémentaire) が障害者教育も扱う。

⁹ <http://www.sante.gouv.sn/les-directions/la-direction-de-la-promotion-et-de-la-protection-des-personnes-handicap%C3%A9es> (参照 2021-01-04)

¹⁰ <https://cndh.info/> (参照 2021-01-21)

¹¹ <https://justice.sec.gouv.sn/le-ministere/directions/> (参照 2021-01-21)

¹² <http://www.education.gouv.sn/fr/organigram> (参照 2021-01-21)

5	女性・家族・ジェンダー・児童保護省 (Ministère de la Femme, de la Famille, du Genre et de la Protection des Enfants) ¹³	<p>2019 年の政令 (Décret No. 2019-787 relatif aux attributions du Ministre de la Femme, de la Famille, du Genre et de la Protection des Enfants) により、省の役割が以下のとおり定められている。</p> <p>家族、女性の参加促進、ジェンダー、子どもの保護にかかる政策策定。</p> <p>貧困撲滅のための政策策定。</p> <p>女性の権利を尊重し、不当な扱いと差別からの保護。女性の経済活動の推進。¹⁴</p> <p>障害者関連業務についての情報は得られなかった。</p>
---	--	--

出所：障害者権利条約に係る政府報告及び政府ウェブサイトを基に調査チームが作成

【地方政府行政】

セネガルの 45 の県には、障害者担当の技術委員会 (Commission technique départementale) が設置されている。県技術委員会は、保健社会活動省の社会活動総局 (Direction générale de l'Action sociale) の管轄下にある。

障害関連担当機関

機関名	概要
県技術委員会	<p>障害者の認定 (「機会均等カード」 (carte d'égalité des chances) の発行) を行う。</p> <p>技術委員会には、地方の障害者団体もメンバーとして入っており、障害者の認定審査に参加する¹⁵。</p>

2-2. 障害関連法律の詳細

セネガル憲法 (2001) ¹⁶の前文で、すべての国民は差別されない旨を規定している。社会的枠組法 (2010) がセネガルの障害者に関する基本的な法律である。国連障害者権利条約 (Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」) の障害者権利委員会が出した総括所見 (2019) では、社会的枠組法などの障害関連法が CPRD に沿っていない部分を以下のとおり指摘し、改定を提言している。

- ・ 障害の予防に重点が置かれている。
- ・ 法律の中で障害者関連の不適切な用語が使用されている。(例：sourds-muets (聾啞者))。

¹³ 省のウェブサイト <http://www.femme.gouv.sn/> 工事中で内容を確認できない。(参照 2021-01-25)

¹⁴ <https://www.sec.gouv.sn/d%C3%A9cret-n%C2%B0-2019-787-du-17-avril-2019-relatif-aux-attributions-du-ministre-de-la-femme-de-la-famille> (参照 2021-01-25)

¹⁵ CPRD 政府報告への質問書に対するセネガル政府の回答書 (2019 年 2 月) <http://docstore.ohchr.org/SelfServices/FilesHandler.ashx?enc=6QkG1d%2FPPRiCAqhKb7yhsg84MKqnjlrDbBbq0JkMIvgOqbDhD CYGD7J1HR%2FIzXbxp4ua5U1RVEQ2OnYsGkyft%2Fu2H5ljCE0mUHNpQoyD%2FhwnYpMuU812tQhbeGTg6c2gR61Y%2FRS%2FSto76KdFSOceg%3D%3D>

¹⁶ <https://www.sec.gouv.sn/lois-et-reglements/constitution-du-s%C3%A9n%C3%A9gal> (参照 2021-01-05)

- Sourd（聴覚障害）と Muet（話せないこと）それぞれの単語には問題はないが、sourds-muets とまとめることで、聴覚障害者は発話できないという誤解を招くため適切でない。）
- ・ 障害者の認定基準（「機会均等カード」（carte d'égalité des chances）の発行基準）が CRPD の定めるところと合っていない。
 - ・ 合理的配慮の不提供（denial of reasonable accommodation）が、障害に基づく差別の中に含まれていない。
 - ・ 複合的な差別（障害と性別、民族など）について言及していない。
 - ・ 差別を受けた人が法的措置をとるための仕組みが確立していない。
 - ・ 障害者に対する差別を犯罪として罰する仕組みや、被害者を保護する仕組みが整備されていない。特にアルビノについて配慮すべき。

法律名	社会的枠組法（Loi d'orientation sociale No. 2010-15）
施行年	2010
概要	<p>障害者の社会参加と保護を推進。</p> <p>第1条：障害者を定義。</p> <p>第2条：障害者を排除もしくは機会を減少する結果をもたらすような規定や法律は差別的であり、障害者の参加を妨げるような要因を取り除く努力をすべきとしている。</p> <p>第3条：すべての障害者は「機会均等カード」（carte d'égalité des chances）を交付される。保健医療、リハビリ、サポート技術、経済、教育、訓練、雇用、交通などへのアクセスを保障し、障害者の人権の推進と保護に貢献することを目的とする。</p> <p>第7条以降：障害者の医療サービスへのアクセスを保障。</p> <p>第15条：障害児の教育を受ける権利を保障。</p> <p>第19条：障害者の住居確保や生活補助具の手配など。</p> <p>第31条：省庁や公共施設、交通機関は障害者のアクセスを確保するため国際的な標準に合わせて整備すべきとしている。</p>

法律名	国家教育枠組法（Loi No. 1971/36 d'Orientation de l'Éducation Nationale） 17
施行年	1971
概要	すべての国民が等しく、その能力やニーズに合った教育を受ける権利を保障している。

¹⁷ <http://www.dri.gouv.sn/sites/default/files/LOI/1971/Commission-educaton-jeunesse-et-sport/LOI-N-1971-36-DU-03-JUIN-1971.pdf>（参照 2021-01-05）

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	建築法 (Loi No. 2009-23 portant code de la construction)
施行年	2009
概要	共同住宅、学校や病院などの公共施設は障害者の利用を前提に設計されることを要求している。

障害者政策

セネガル政府の主な障害関連政策は以下のとおりである。

政策名	地域に根ざしたリハビリテーション国家プログラム (Programme National de Réadaptation à Base Communautaire)
施行年	2006
概要	地域に根ざしたリハビリテーション (Community-based Rehabilitation。以下、「CBR」) の推進

政策名	セネガル新興計画 (Plan Sénégal Emergent) ¹⁸
施行年	2014
概要	2035年に新興国入りすることを目指し、2014-2023年の10年間の開発戦略として「経済構造の変革、成長」、「人的資本、社会保障、持続的発展」、「ガバナンス、制度、平和、安全」を3本柱に掲げている ¹⁹ 。社会保障制度の改善計画(2-3⑤)で詳述)について記載し、障害者を含む脆弱者も対象に加えるとしている。

2-3. CRPD 批准による対応状況

セネガルは2010年9月7日にCRPDを批准した。選択議定書 (Optional Protocol to the Convention on the Rights of Persons with Disabilities) は2007年4月25日に署名したが、2021年1月時点で未批准である。CRPDに関する政府報告書(以下、「政府報告」)を2015年3月23日に障害者権利委員会に提出し受理された。障害者権利委員会から2018年10月1日に質問事項が提示され、セネガル政府は2019年2月19日に回答書を提出した。2019年5月10日に権利委員会より総括所見が発出された。市民団体からのパラレルレポートは2019年に以下2団体から提出された。

- Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children
- Fédération Sénégalaise des Associations des Personnes Handicapées

¹⁸ https://www.sec.gouv.sn/sites/default/files/Plan%20Senegal%20Emergent_0.pdf (参照 2021-01-05)

¹⁹ 日本外務省 対セネガル共和国 国別援助方針 (2014年4月改訂)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072415.pdf> (参照 2021-01-05)

2-4. 障害関連施策の状況²⁰

① リハビリテーションを含む医療サービス

憲法第 17 条で国民の健康を守ることは国家と社会の義務であるとし、特に障害者と高齢者への留意が必要としている。社会的枠組法では、障害者の身体的・精神的健康は国家が保障するとし、政府と地方自治体は自宅での支援サービス提供、基本的ニーズの充足に必要な物品の提供、里親（Foster family）による障害者の受け入れ、障害者向けの住宅・施設への障害者の受け入れを行っている。医療施設の設計にあたっては障害者に配慮することが求められている。セネガルはユニバーサル・ヘルス・カバレッジを推進している。障害者は公立の保健医療施設では無料で受診でき、私立の医療施設では割引料金で受診できる。CRPD 総括所見は以下の点を指摘している。

- ・ 障害者、特に障害のある女性が医療サービスにアクセスすることに困難がある。
- ・ 医療現場において障害者のための設備・物資が不足している。例えばアルビノのための日焼け止めが足りない。
- ・ 医療従事者が、障害のある患者に適切に対応するための教育が不足している。
- ・ 障害者が保健医療についての情報を得るための手段・機会が不足している。特にリプロダクティブヘルスや、医療におけるインフォームドコンセントについて十分でない。

② 教育

セネガルは、国連子どもの権利条約（Convention relative aux droits de l'enfant）と「子どもの権利と福祉に関するアフリカ憲章」（Charte africaine des droits et du Bien être de l'enfant）を批准している。社会的枠組法第 15 条では、障害児が可能な限り自宅に近い通常学級に無料で通う権利があるとし、機能障害の状態・程度によっては県の技術委員会の認定によって特別支援学級に通うこととしている。また、障害児は全員自動的に満額の奨学金を受けるとしている。

2013 年国勢調査によれば、学校に行ったことがない人の中の障害者の割合は 7.6%、非識字者の中の障害者の割合は 8.5%で、全人口に占める障害者の割合（5.9%）よりも高い。

セネガルの教育セクター政策である「教育の質・衡平性・透明性改善計画」（Programme d'Amélioration de la Qualité, de l'Équité et de la Transparence: Secteur Éducation-Formation 2013-2025 (PAQUET-EF)）²¹によれば、セネガルではインクルーシブ教育が基本であり、全国の小学校で身体障害のある児童を受け入れるために整備された教室が約 2,500 あるが、1 教室当たりの定員は 5 人から 15 人と通常学級よりも少ないため需要を満たしていない。公立の特別支援学校としては、国立視覚障害のある若者のための教育訓練校（Institut National d'Education et de Formation des Jeunes Aveugles: INEFJA）、ヴェルボ・トナルセンター（Centre

²⁰ 政府報告及び総括所見を基に記載。

²¹ <https://www.sec.gouv.sn/sites/default/files/PAQUETEF.pdf>（参照 2021-01-21）。UNESCO (2020) *GEM report: Inclusion-Senegal*. <https://education-profiles.org/fr/afrique-sub-saharienne/senegal/~inclusion>

Verbo-tonal: CVT)²²、タリブ・ダボセンター (Centre Talibou Dabo。身体障害者の教育・リハビリを行う)、知的障害児のための教育訓練センター (Centre d'éducation et de formation des enfants déficients intellectuels: CEFDI) の4校が存在する。

「教育における児童保護のための支援強化プロジェクト (Projet de renforcement de l'appui à la protection des enfants dans l'éducation au Sénégal: RAP) (2017-2021) は、セネガル全国14州のうち8州を対象にインクルーシブ教育を推進し、特に視覚障害のある児童に重点を置いている。CRPD 総括所見は以下の点を課題として指摘している。

- ・ 障害者に対するスティグマなど、教育を受けるにあたって障害となるものが存在する。
- ・ 障害児についての統計データ (性別、年齢別) や実態についての情報 (例えば、通常学級における障害者の割合や支援の手段など) が十分整備されていない。
- ・ 障害児、特に障害のある女児が通常学級や職業訓練機関で学ぶ機会が限られている。
- ・ インクルーシブ教育を実践できる教員が不足している。

③ ジェンダーと障害

セネガルは1985年に女子差別撤廃条約を批准した。セネガル憲法は前文で女子差別撤廃条約に触れているほか、第7条 (法の前での男女平等)、第15条 (男女ともに土地を所有する権利) など全体を通して男女平等を確認している。政府報告によれば、いまだ家族法 (Code de la famille) では夫を世帯主とし親権も基本的に父親とするなど男性が優先されている。公的機関における女性の進出は比較的進んでおり、政府報告当時 (2015) で国会議員の43%が女性であった。政府においては大統領府 (Présidence de la République) のアドバイザーと経済社会環境評議会 (Conseil Economique Social et Environnemental) のアドバイザーに障害のある女性が就任している。保健面では、障害のある女性の帝王切開は無料である。

CRPD 総括所見では、障害のある女性の教育・雇用・医療サービスへのアクセスに課題があること、障害のある女性の中で HIV 感染率が高いこと、女性が政治・公的分野で疎外される傾向が残ることが指摘されている。

④ 訓練・雇用、就労支援

社会枠組法第15条で、公的機関及び民間企業において従業員の15%以上を障害者枠とすることが求められている。しかし、2013年国勢調査によると表1のとおり、障害者の割合はそれを下回る。CRPD 総括所見によれば以下のことが指摘されている。

- ・ 障害者、特に障害のある女性の就業率が低い。雇用者は障害者を雇用することに抵抗がある。
- ・ 職場における物理的な問題や、不十分な支援など障壁がある。
- ・ 移民労働者が就業中に障害を負った場合の保障制度が整備されていない。

²² ヴェルボ・トナル法は、聴覚だけでなく視覚・触覚を使って言語を習得する方法であり、聴覚障害者の教育にも使われている。

表 2 障害者の占める割合（就業形態別）（2013）

	男性	女性	全体
自営	6.9%	9.5%	7.6%
経営者（雇用主）	5.7%	6.5%	5.8%
被用者（正規）	7.0%	6.5%	6.9%
被用者（臨時）	5.4%	5.8%	5.5%
見習い	2.5%	3.3%	2.7%
ケアワーカー	4.8%	7.3%	5.7%
その他	8.3%	9.3%	8.7%

出所：Agence Nationale de la Statistique et de la Démographie（2014）*Recensement Général de la Population et de l'Habitat, de l'Agriculture et de l'Élevage: RGPHAE 2013* を基に調査チームが作成

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス

国家社会保障戦略（Stratégie Nationale de Protection Sociale）2005-2035²³によれば、障害者対象の社会保障制度は以下の3種類である。

- ・ 「機会均等カード」（carte d'égalité des chances）：2-2 で前述。
- ・ 地域に根ざしたリハビリテーション（CBR）：2-5 で後述。
- ・ 障害者の最低年金（Pension minimales pour handicapées）：一人当たり1年100,000CFA（約19,000円）²⁴を支給。

さらに、脆弱な世帯を対象にしており障害者に特化したものではないが、全国家族保障支給金プログラム（Programme National de Bourses de Sécurité Familiale: PNBSF）²⁵は一世帯当たり1年100,000CFA（約19,000円）を支給しており、受給している障害者もいる。

国家社会保障戦略の中で社会保障制度を整理・改善しているところであり、障害者は表2で示すとおり社会保障及び医療保険制度の対象に含めることが計画されている。国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」）がこの取り組みを支援している²⁶。

²³ <http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/sen176991.pdf>（参照 2021-1-18）

²⁴ JICA 統制レート 1CFA=0.19260 円（2021年1月）

²⁵ <https://www.sec.gouv.sn/programme-national-de-bourses-de-s%C3%A9curit%C3%A9-familiale-pnbsf>（参照 2021-01-18）

²⁶ <https://www.social-protection.org/gimi/Contribution.action?id=403>（参照 2021-01-18）

表 3 社会保障制度改革計画（2035 年までに実現予定）

No.	社会保障制度の種類	対象者	保障されるもの
1	社会保障基金 (Caisse de Sécurité Sociale: CSS)	民間企業（大規模・中規模）の従業員、専門性の高い個人事業主（profession libérale：弁護士など）	出産、家族手当、労働災害、失業
2	老齢年金共済 (Institut Prévoyance Retraite: IPRES)	民間企業（大規模・中規模）や専門性の高い個人事業主（弁護士など）からの退職者で 60 歳以上	老齢年金、遺族年金、障害年金、健康保険
3	公務員自立基金 (Caisse Autonome des salariés de l'Etat)	公務員	老齢年金、遺族年金、障害年金、健康保険、労働災害
4	ユニバーサル社会保障自立基金 (Caisse Autonome Protection Sociale Universelle: CAPSU)	零細企業（très petite entreprise: TPE）の従業員、その退職者 自営業者、その退職者 65 歳以上の人 障害者 国の支援対象になっている低所得者	出産、家族手当、労働災害、障害、老齢
5	強制医療保険調整機関 (Institution de Coordination de l'Assurance Maladie Obligatoire: ICAMO)	民間企業（大中小規模）の従業員、専門性の高い個人事業主	医療保険
6	ユニバーサル医療保険庁 (Agence Couverture Maladie Universelle: CMU)	零細企業の従業員、自営業者、インフォーマルセクター（Unités de Production Informelle: UPI）、60 歳以上の人、5 歳未満の子ども、低所得者、障害者	医療保険

出所：国家社会保障戦略 2005-2035 を基に調査チームが作成

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

・バリアフリー

社会的枠組法は、省庁や公共施設、交通機関は障害者のアクセスを確保するため国際的な標準に合わせて整備すべきとしている（第 31 条）。また、建築法（2009）では公共施設などは障害者の利用を前提に設計されることを求めている。「機会均等カード」を持つ障害者は交通機関を割引料金で利用できる。CRPD 総括所見では以下の点を指摘している。

- ・ 建築法に違反した建築物のデータや、違反についての苦情件数などのデータが整備されていない。違反の際の罰則や苦情申し立て手続きが整備されていない。
- ・ 建物だけでなく、情報へのアクセスや、特に農村部における公共交通手段、身体障害

以外の障害者への対応を含め、包括的に障害者のアクセスを改善するための国家活動計画が存在しない。

・ 防災

内務省 (Ministère de l'intérieur) 市民保護局 (Direction de la Protection Civile) は、平時及び戦争や災害などの際も、人民の保護と、施設・資源・公共財産の保護を確保する役割を負う²⁷。緊急時対応計画の策定や、リソースの確保、国民への啓発活動などを行う。市民保護局は必要に応じて、これも内務省の下にある国家消防団 (Groupement national des sapeurs-pompiers)²⁸に活動を依頼するが、救助などにあたっては非障害者を障害者より優先することなく、障害者に対しては常識的に敬意をもって対応するとしている。CPRD 総括所見は以下の点を指摘している。

- ・ 障害者支援を十分含む国家防災計画が存在しない。身体障害以外の障害者への配慮が不十分。
- ・ 災害に関する情報、特に避難、移動手段、避難所についての情報が障害者に届くための仕組みが整備されていない。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績

日本政府 29	<p>【技術協力プロジェクト】</p> <p>コミュニティ健康保険制度及び無料医療制度能力強化プロジェクト (2017-2020)³⁰</p> <p>医療保障庁 (Agence CMU) と保健共済組合、医療機関の能力強化を通じ、貧困層や乳幼児、妊産婦等の社会的弱者を対象としたコミュニティ健康保険制度と無料医療制度の強化を図り、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に貢献する。</p> <p>【研修員受け入れ】</p> <p>アフリカ障害者地域メインストリーミング研修 (仏語圏) (2012)</p> <p>【青年海外協力隊、シニアボランティア】</p> <p>障害児・者支援で派遣実績あり。</p>
------------	---

²⁷ 市民保護局ウェブサイトでは”La Direction de la Protection civile est chargée d’assurer, en temps de paix comme en temps de guerre, la protection des personnes, ainsi que la conservation des installations, des ressources et des biens publics.”とある。

<https://interieur.sec.gouv.sn/directions/direction-de-la-protection-civile-dpc> (参照 2021-01-18)

²⁸ <https://interieur.sec.gouv.sn/cabinet-et-service-ratache/la-brigade-nationale-des-sapeurs-pompiers> (参照 2021-01-18)

²⁹ 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレットを基に記載。

³⁰ <https://www.jica.go.jp/project/senegal/006/index.html> (参照 2021-01-18)

他ドナー	<p>【フランス開発庁 (Agence Française de Développement: AFD)】</p> <ul style="list-style-type: none"> • Emploi et handicap (2017-2020) ³¹ <p>企業家と社会活動家をつなぎ、障害者にとって公平かつ包摂的な経済発展を目指す。事業者はより包摂的な視点をもって活動し、障害者にとっては持続的な雇用機会を得ることにつながる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • Santé mentale positive et education inclusive / insertion professionnelle (2018-2021) ³² <p>保健省や教育省、関連施設と協力し、メンタルヘルス及び、インクルーシブ包括教育・職業訓練分野の支援を通じて、貧困削減に貢献することを目指す。</p> <p>【ILO】</p> <p>セネガル社会保障システムのレビューと国家社会保障戦略の実施支援 (Revue Générale du Système de Protection Sociale au Sénégal et appui à la mise en oeuvre de la stratégie nationale de protection sociale) (2018-2021) ³³</p> <p>セネガルの社会保障制度の現状整理と、改善を支援する。</p>
------	--

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (GBR/CBID) の状況

政府報告 (2015) によれば、地域に根ざしたリハビリテーション国家プログラム (Programme National de Réadaptation à Base Communautaire) が 2006 年から開始されている。2013 年に、州及び県レベルで CBR 担当部署を設置することを進める旨の通知が、保健社会活動省から発出された。保健社会活動省社会活動総局 (Direction Générale de l'Action Sociale: DGAS) は上記国家プログラムの実施 5 年計画 (2013-2017) を策定した。同プログラムの支援の下、2012 年と 2013 年には、「個人またはグループによる社会経済プロジェクト (projets socio-économiques individuels et collectifs) (例えば収入創出プロジェクトなど) が約 3,000 件実施された。

³¹ https://www.afd.fr/fr/carte-des-projets/emploi-handicap?origin=/fr/carte-des-projets?query=handicap&page=all&view=map&filter%5B0%5D=type_k%3D%22page_afd_project%22&filter%5B1%5D=type_k%3D%22page_ong_project%22&filter%5B2%5D=type_k%3D%22page_research_project%22&filter%5B3%5D=source_k%3D%22afd%22&size=10000&from=0&sort=_score%2Cdesc&facetOptions%5B0%5D=funding_program_k%2Csize%2C200&facetOptions%5B1%5D=funding_type_k%2Csize%2C200&facetOptions%5B2%5D=thematic_k%2Csize%2C200&facetOptions%5B3%5D=country_k%2Csize%2C200&facetOptions%5B4%5D=program_family_k%2Csize%2C200&facetOptions%5B5%5D=year_k%2Csize%2C200&type=0 (参照 2020-12-18)

³² https://www.afd.fr/fr/carte-des-projets/sante-mentale-positive-et-education-inclusive-insertion-professionnelle?origin=/fr/carte-des-projets?query=handicap&page=all&view=map&filter%5B0%5D=type_k%3D%22page_afd_project%22&filter%5B1%5D=type_k%3D%22page_ong_project%22&filter%5B2%5D=type_k%3D%22page_research_project%22&filter%5B3%5D=source_k%3D%22afd%22&size=10000&from=0&sort=_score%2Cdesc&facetOptions%5B0%5D=funding_program_k%2Csize%2C200&facetOptions%5B1%5D=funding_type_k%2Csize%2C200&facetOptions%5B2%5D=thematic_k%2Csize%2C200&facetOptions%5B3%5D=country_k%2Csize%2C200&facetOptions%5B4%5D=program_family_k%2Csize%2C200&facetOptions%5B5%5D=year_k%2Csize%2C200&type=0 (参照 2020-12-25)

³³ <https://www.social-protection.org/gimi/Contribution.action?id=403> (参照 2021-01-18)

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

セネガルはマラケシュ条約を 2013 年 6 月に署名した。著作権に関する国内法は 2008 年の著作権法 (Loi No. 2008-09 sur le droit d'auteur et les droits voisins)³⁴である。著作権を管理する国内機関は文化省 (Ministère de la culture) 及びセネガル著作権会社 (Société Sénégalaise du Droit d'Auteur et des Droits Voisins: SODAV)である³⁵。マラケシュ条約公認機関については、世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization: WIPO) の公認機関 (Authorized Entity) リスト³⁶にセネガルの機関は掲載されていない。

他国との著作物共有に関しては、アクセシブルブック・コンソーシアム (Accessible Book Consortium) によるアクセス可能な形式で書籍が交換できるグローバル・ブック・サービス (Global Book Service) の参加団体リスト³⁷にセネガルの機関は掲載されていない。

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

セネガルの感染症の集団発生に迅速に対応する能力を評価する GHS (Global Health Security) 指数は、2019 年時点 37.9 で世界 95 位 (1 位のアメリカは 83.5) であるが³⁸、新型コロナウイルス感染症への対応は評価されている³⁹。2020 年 3 月 2 日に国内初の感染者が確認されると、移動式検査ユニットを配備し、濃厚接触者の追跡体制をつくり、各地のクリニックやホテルに隔離病床を設けた。さらに、大人数の集会と夜間の外出を禁止し、国内移動の制限と国際航空便の運航の停止を行った。4 月には公共の場でマスク着用を義務化し、結果的に 2020 年 10 月時点で国内の感染者は累計 15,000 人、死亡者を約 300 人に抑え込んだ。これは、2013~16 年のエボラ出血熱の流行時に、人々に伝わるメッセージを出すことが感染症対策の鍵を握ると学び、透明性を重視し、メディアや宗教団体、地域の有力者などを通じて感染状況や対策の進展を周知徹底させたことが奏功したと分析されている⁴⁰。

国立統計・人口庁 (Agence nationale de la Statistique et de la Démographie。以下、「ANSD」) のウェブサイト内で新型コロナウイルス関連データをまとめている⁴¹。ANSD は 2020 年 6 月から 7 月にかけて約 5,000 世帯を対象に、新型コロナウイルスの家庭への影響について電話調査を行った⁴²。その主な結果は以下のとおりである。

- ・ 回答した世帯の約 80%が、新型コロナウイルス流行以降、幸福度 (bien-être) が下が

³⁴ <https://wipolex.wipo.int/fr/legislation/details/5764> (参照 2020-12-25)

³⁵ https://www.wipo.int/members/fr/contact.jsp?country_id=159&type=ADMIN (参照 2020-12-25)

³⁶ https://www.wipo.int/marrakesh_treaty/en/entities.jsp (参照 2020-12-18)

³⁷ <https://www.accessiblebooksconsortium.org/globalbooks/en/> (参照 2020-12-18)

³⁸ <https://www.ghsindex.org/> (参照 2020-12-25)

³⁹ <https://netral.news/en/2020-brutal-governance-lessons-by-ngaire-woods.html> (参照 2020-12-25)

⁴⁰ 同上

⁴¹ http://www.ansd.sn/index.php?option=com_content&view=article&id=606:covid19-accueil&catid=52:ansd (参照 2021-01-22)

⁴² http://www.ansd.sn/ressources/publications/Rapport_mensuel_HFMSWE.pdf (参照 2021-01-22)

ったと報告した。

- ・ 回答した世帯の 30%の世帯主が、新型コロナウイルス流行をきっかけに職を離れた。
- ・ 回答した世帯の 85%で、新型コロナウイルス流行以降収入が減少した。
- ・ 病気などで医療サービスを受ける必要があるのに受けなかったと回答した人の中で、23%が医療施設や移動中での感染への恐れを理由に挙げた。
- ・ 学校が閉校中に、都市部でも農村部でも 60%以上の児童・生徒が少なくとも 1 種類の学習活動（教員とのオンライン授業、自習など）を行った。

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

セネガル視覚障害のある青年のための学校・元寮生の団体（Association des anciens pensionnaires de l'institut des jeunes aveugles du Sénégal）から、本調査が実施したオンラインアンケート調査に回答を得た。

これによると、政府による障害者への特別な配慮があるとは読み取れなかったが、コロナ禍で障害者ゆえの困難さを特に経験している旨の記載もなかった。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

上記調査回答では保健サービスについての言及がなかった。今回の調査では十分な情報は得られなかった。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

上記アンケート回答によれば、視覚障害者のための学校はすべて、コロナで一時的に閉校したが、再開した後は通常どおりに運営されている。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

上記アンケート回答によれば、交通機関の減少は障害者に限らずすべての国民に影響している。

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

上記アンケート回答によれば、視覚障害者が勤務する手工芸品製作所が一時休業したため、自宅待機となった。

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

上記調査回答によれば、政府からのロックダウンなどについての情報や、支援物資についての情報などは問題なく得ることができている。新型コロナウイルス流行の感染者数や予防策などの情報は十分には得られていない。手指消毒剤は普通に使用できている。

3. 障害関連団体の活動概況

3-1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
Fédération Sénégalaise des Associations de Personnes Handicapées (FSAPH) (セネガル障害者団体連盟)	障害者の人権推進を目的とする団体の連盟。パラレルレポートを提出した。 Facebook を持っているが、活動内容詳細は同ウェブサイト及びオンライン調査で確認することはできなかった。
Amitiés des Aveugles du Sénégal (AAS) (セネガル視覚障害者の友情)	視覚障害者の当事者団体 活動内容について情報を得ることができなかった。
Association Nationale des Sourds du Sénégal (セネガル全国聴覚障害者団体)	聴覚障害者の当事者団体 世界ろう連盟 (World Federation of the Deaf) のメンバー。活動内容について情報を得ることができなかった。

3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
Humanity & Inclusion ⁴³	次の4分野で活動している。 1) インクルーシブ教育と障害の早期発見の推進・改善 ・ 障害児の通常学級への入学推進 ・ 教員を対象に障害児の教育法について研修 ・ 保健施設に対し、子どもの障害発見のための機材を供与 ・ 子どもの虐待防止と報告のシステム強化 ・ 障害児のスポーツや余暇への参加促進 2) 経済的包摂 ・ 障害者の技能訓練 ・ 障害者を受け入れる職場環境の整備 3) 地雷の撤去 (内戦のあったカザマンズ (Casamance) 地方) 4) 障害のある HIV 感染者の医療サービスへのアクセス改善
Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children ⁴⁴	子どもへの体罰を撲滅することを目的とする国際的なイニシアチブ。各国での法律整備や実施のため、啓発活動、情報収集と発信などを行う。CRPD のパラレルレポートを提出した。

⁴³ <https://www.hi-us.org/senegal> (参照 2020-12-23)

⁴⁴ <https://endcorporalpunishment.org/> (参照 2021-01-22)

4. 参考資料

- Agence Nationale de la Statistique et de la Démographie (2014) *Recensement Général de la Population et de l'Habitat, de l'Agriculture et de l'Elevage: RGPHAE 2013*.
<http://www.ansd.sn/ressources/rapports/Rapport-definitif-RGPHAE2013.pdf> (参照 2021-01-05)
- Government of Senegal (2018) Initial report submitted by Senegal,
https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=SEN&Lang=EN (参照 2021-01-07)
- Ministère de la Femme, de l'Enfant et de l'Entrepreneuriat féminin, Ministère de l'Éducation nationale, Ministère de l'Enseignement supérieur et de la Recherche, Ministère de la Formation professionnelle, de l'Apprentissage et de l'Artisanat (2013) *Programme d'Amélioration de la Qualité, de l'Équité et de la Transparence: Secteur Éducation-Formation 2013-2025 (PAQUET-EF)*. <https://www.sec.gouv.sn/sites/default/files/PAQUETEF.pdf> (参照 2021-01-05)
- République du Sénégal (2014) *Plan Sénégal Emergent 2014*.
https://www.sec.gouv.sn/sites/default/files/Plan%20Senegal%20Emergent_0.pdf (参照 2021-01-05)
- Présidence de la République, Délégation Générale à la Protection Sociale et à la Solidarité Nationale (DGPSN) (2016) *Stratégie Nationale de Protection Sociale (SNPS) 2015-2035*.
<http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/sen176991.pdf> (参照 2021-01-05)
- United Nations (2019) Concluding observations on the initial report of Senegal,
https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=SEN&Lang=EN (参照 2021-01-07)
- <ウェブ情報>
- United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO) (2020) Global Education Monitoring (GEM) Report: Inclusion-Senegal. <https://education-profiles.org/fr/afrique-sub-saharienne/senegal/~inclusion> (参照 2021-01-05)
- United Nations Human Rights Treaty Bodies, UN Treaty Body Database. Reporting status for Senegal.
https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=SEN&Lang=EN (参照 2020-12-18)
- 外務省 (2014年4月改訂) 「対セネガル共和国 国別援助方針」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072415.pdf> (参照 2021-01-05)
- 内閣府 (2013-2019) 『障害者白書』 <https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html> (参照 2021-01-05)
- JICA (2017) 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』

https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf
(参照 2021-01-05)